附　則

（情報流通行政局郵政行政部企画課貯金保険室の所掌事務の特例）

第十五条　情報流通行政局郵政行政部企画課貯金保険室は、第五十三条第五項各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務（前条第一項第一号に掲げるものを除く。）をつかさどる。

一　郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務に関すること。

二　条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、郵便為替及び郵便振替に関する国際的取決めを協議し、及び締結すること。

2　情報流通行政局郵政行政部企画課貯金保険室は、第五十三条第五項各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、同法に規定する事務のうち同法第九十四条に規定する郵便貯金銀行及び同法第百二十六条に規定する郵便保険会社に係るもの（同法第百十八条第一項及び第二項並びに第百四十六条第一項及び第二項の規定に基づく検査に関するものを除く。）をつかさどる。

（恩給経理官の職務の特例）

第十五条の二　恩給経理官は、第七十五条第八項各号に掲げる事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

［一～三　略］

（恩給審査官の職務の特例）

第十五条の三　恩給審査官は、第七十五条第九項各号に掲げる事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

［一～三　略］

（恩給審理官の職務の特例）

第十五条の四　恩給審理官は、第七十五条第十項に規定する事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

［一・二　略］

（恩給相談官の職務の特例）

第十五条の五　恩給相談官は、第七十五条第十一項に規定する事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給管理官の職務のうち国会議員互助年金等に関する相談に関する事務を助ける。

（恩給支給官の職務の特例）

第十五条の六　恩給支給官は、第七十五条第十二項に規定する事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給管理官の職務のうち国会議員互助年金等の支給に関する事務（附則第十五条の二第一号及び第二号に掲げるもの並びに前二条に規定するものを除く。）を助ける。

（情報処理調整官の職務の特例）

第十五条の七　情報処理調整官は、第七十五条第十三項各号に掲げる事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

［一・二　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和五年七月七日から施行する。

附　則

（情報流通行政局郵政行政部貯金保険課保険計理監理官）

第十五条　情報流通行政局郵政行政部貯金保険課に、当分の間、保険計理監理官一人を置く。

2　保険計理監理官は、命を受けて、総務省組織令附則第二十条第一項第一号に規定する事務のうち保険数理その他の数理に関する事務を行う。

（恩給経理官の職務の特例）

第十五条の二　恩給経理官は、第七十五条第九項各号に掲げる事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

［一～三　同上］

（恩給審査官の職務の特例）

第十五条の三　恩給審査官は、第七十五条第十項各号に掲げる事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

［一～三　同上］

（恩給審理官の職務の特例）

第十五条の四　恩給審理官は、第七十五条第十一項に規定する事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

［一・二　同上］

（恩給相談官の職務の特例）

第十五条の五　恩給相談官は、第七十五条第十二項に規定する事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給管理官の職務のうち国会議員互助年金等に関する相談に関する事務を助ける。

（恩給支給官の職務の特例）

第十五条の六　恩給支給官は、第七十五条第十三項に規定する事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給管理官の職務のうち国会議員互助年金等の支給に関する事務（附則第十五条の二第一号及び第二号に掲げるもの並びに前二条に規定するものを除く。）を助ける。

（情報処理調整官の職務の特例）

第十五条の七　情報処理調整官は、第七十五条第十四項各号に掲げる事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

［一・二　同上］